(b)　更生会社の運営及び管財業務の遂行に必要となる費用（業務委託費、管財人・管財人代理報酬、専門家報酬等）

(c)　設備投資費用

(d)　その他、当該傭船料債権の回収金を得るために必要となる一切の費用

(B)　第１回傭船料回収金更生協力金

第１回弁済計算期間における、①更生会社の業務及び財産に関し管財人又は更生会社（会社更生法72条４項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合に限る。）がその権限に基づいてする貸付金相当額、②更生債権者に対する弁済金、③その他、傭船費用に該当しない更生会社の事業遂行及び本件更生手続の管財業務遂行に合理的に必要な費用（以下①～③の費用を併せて「傭船料回収金更生協力金」という。）をいい、管財人と将来傭船料債権更生担保権者が協議し、裁判所の許可を得て定める額

(C)　運転資金留保金

将来の更生会社の運転資金として留保する運転資金留保金

②　各回弁済額

各回弁済の弁済額は、それぞれ、以下の(A)の各回傭船利益から、(B)の各回傭船料回収金更生協力金を控除した額とする。

ただし、第１回弁済計算期間経過後の各半期（以下「各回弁済計算期間」という。）において、運転資金留保金が本章第１節第１、２(2)イ①(C)に規定する金額を下回る場合には、当該運転資金留保金相当額の預金を確保するのに必要な金額は各回弁済に充てず、運転資金留保金として扱うものとする。

(A)　各回傭船利益

各回弁済計算期間に生じた現行傭船契約に基づく傭船料債権の回収金から、各回弁済計算期間に発生、あるいは支払った傭船費用を控除した後の残額として裁判所の許可を得た額（以下「各回傭船利益」という。）

ただし、第１回弁済日が、前記(2)ア①に定める「(イ)認可決定確定日から１か月後の日」となる場合には、第１回弁済計算期間の経過後から第１回弁済日の直後の中間決算日又は本決算日までを第２回弁済計算期間とする。

(B)　各回傭船料回収金更生協力金

各回弁済計算期間における傭船料回収金更生協力金として、管財人と将来傭船料債権更生担保権者が協議し、裁判所の許可を得て定める額

③　最終弁済額

最終弁済の弁済額は、(A)最終の各回弁済の計算期間の末日である本決算日又は中間決算日以後に回収した傭船料債権の回収金から傭船費用を控除した残額として裁判所の許可を得た額（以下「最終傭船利益」という。）から、(B)最終弁済日までの間の傭船料回収金更生協力金として、管財人と将来傭船料債権更生担保権者が協議し、裁判所の許可を得て定める額を控除した額とする。

ウ　傭船料回収金更生協力金の精算

第１回傭船利益、各回傭船利益ないしは最終傭船利益から、①更生会社の業務及び財産に関し管財人又は更生会社（会社更生法72条４項前段の規定により更生会社の機関がその権限を回復した場合に限る。）がその権限に基づいてする貸付金相当額として控除した傭船料回収金更生協力金につき、貸付先から返済を受けた場合の返済金相当額及び、②傭船費用に該当しない更生会社の事業遂行及び本件更生手続の管財業務遂行に合理的に必要な費用として控除した傭船料回収金更生協力金につき、後日余剰が生じた場合の余剰分相当額については、各返済金相当額及び（又は）余剰分相当額が確定した直後の各回弁済日、最終弁済日あるいは本弁済日のいずれか早く到来する期日において、将来傭船料債権更生担保権者に対して弁済する。

エ　円貨以外の通貨に関する特則

円貨以外の通貨により将来傭船料債権更生担保権に対する弁済額が算定される場合には、当該円貨以外の通貨額に関しては、各弁済日の前日のレート（株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の直物為替建値）によって円換算した金額を弁済する。この場合、実際に弁済した円貨額が将来傭船料債権更生担保権の弁済額となるものとする。

(3)　確定更生担保権額を下回った場合の措置

傭船料債権の回収金を原資とする、第１回弁済額、各回弁済額、最終弁済額及び運転資金留保金の合計額（前記(2)ウの傭船料回収金更生協力金の精算金として弁済される額を含む。以下「傭船料債権回収金弁済総額」という。）が将来傭船料債権更生担保権の確定債権額を下回った場合（以下、下回った金額を「確定更生担保権不足額（将来傭船料債権）」という。）、将来傭船料債権更生担保権のうち確定更生担保権不足額（将来傭船料債権）に相当する金額については、本章第３節第２の定めを準用して、一般更生債権と同等に権利を変更し弁済する。弁済方法については、第４章第２節を準用する。これらの規定の準用に当たっては、最終弁済日に、未確定更生債権が確定したものとみなす。

(4)　確定更生担保権額を上回った場合の措置

傭船料債権回収金弁済総額が将来傭船料債権更生担保権の確定債権額を上回った場合（以下、上回った金額を「確定更生担保権超過額（将来傭船料債権）」という。）において、当該将来傭船料債権更生担保権者が、一般更生債権（ただし、傭船料債権回収金弁済総額が将来傭船料債権更生担保権の更生手続開始の時における時価であったならば更生担保権となるべき一般更生債権に限る。）を有するときは、当該一般更生債権のうち、確定更生担保権超過額（将来傭船料債権）に相当する部分について、将来傭船料債権更生担保権と同等に取り扱うこととし、各回弁済日及び最終弁済日において、確定更生担保権超過額（将来傭船料債権）（ただし、当該一般更生債権のうち、確定更生担保権超過額（将来傭船料債権）に相当する部分について、本章第３節第２に基づき、既に一般更生債権として弁済を受けている場合には、その弁済額を控除する。）を弁済する。

第２　船舶抵当権に係る更生担保権

１　確定更生担保権

確定した更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表８－２「更生担保権弁済計画表（船舶）」記載のとおりである。

（確定更生担保権）　2,171,578,175円

（債権者数）　１名

２　権利の変更及び弁済方法

(1)　弁済方法の基本方針

ア　本件船舶の売却

管財人は、別表８－２「更生担保権弁済計画表（船舶）」記載の更